

## 加盟店調査等のあり方について（議論用たたき台）

本小委員会第8回で御審議いただいた加盟店調査等<sup>1</sup>のあり方については、御指摘事項を踏まえ、B案を軸に、概ね以下のような方向で検討を進めることが適切ではないか。

また、検討の際には、現行割販法の規定を取り実態に整合的なものとし、一定の加盟店調査等を求ることにより、クレジットカードを消費者が安心・安全に利用できる環境を整備し、もって消費者被害の防止を図るとともに、キャッシュレス支払手段の更なる普及による利便性・効率性の向上を図る、という観点<sup>2</sup>からの検討が必要と考えられるのではないか。

### **1. 加盟店業務会社**

#### **1. 1 登録制**

国内の販売業者及び役務提供事業者（以下、「販売業者等」という。）についての加盟店業務<sup>3</sup>は、登録を受けた者でなければ業として営むことができないものとし、当該登録については、現行法上の包括信用購入あつせん業者の登録に係る規定を参考として、概ね以下の登録拒否要件を設けてはどうか。

- ① 法人でない者
- ② 日本国内に営業所を有しない法人
- ③ 加盟店への立替金の支払を適切に行うに足りる財務的な基盤を有しない法人  
※1 なお、加盟店業務会社に財務的な基盤を求める場合、現行法上、包括信用購入あつせん業者に課されている営業保証金の供託義務に係る規定（35条の3、16条）は削除することとしてはどうか。
- ④ 登録取消し又は割販法・貸金業法による罰金刑の執行等から5年を経過しない法人
- ⑤ 暴力団員等が関与する法人
- ⑥ 加盟店業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある法人
- ⑦ 業務に関して定められる義務（1. 2 及び 1. 3 参照）を履行するために十分な体制が整備されていると認められない法人

#### **1. 2 加盟店との契約に係る確認義務等**

登録加盟店業務会社に対し、販売業者等と加盟店契約を締結する際に、当該販売業

<sup>1</sup> 参照、本小委員会第8回・資料4

<sup>2</sup> 参照、「「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—」（平成26年6月24日、日本経済再生本部）・77頁、「キャッシュレス化に向けた方策」（平成26年12月26日、内閣官房・金融庁・消費者庁・経済産業省・国土交通省・観光庁）

<sup>3</sup> B案に立つとすると、加盟店業務会社はアクワイアラーを指すため、現行の「立替払取次ぎ」（第35条の16 第3項）の考え方を踏襲できるのではないか。

者等に関する一定の事項についての確認・記録を求めてはどうか。

(1) 確認事項

確認事項としては、販売業者等の①名称及び所在地、②代表者の本人特定事項（参照、犯収法4条1項1号）のほか、③販売方法や④取扱商材等が考えられる。これらの確認を求めるにつき、実務上の困難はないか。他方、これらの他に確認すべき事項はないか。

(2) 確認方法

確認事項を確認する方法としては、申告や公的証明書による確認等、様々な方法が考えられる。加盟店確認の実効性を確保しつつ、実務上、著しい困難を強いることのないようにするために、どのような確認方法が適切か。

1.3 業務の運営に関する措置

(1) 委託先管理

登録加盟店業務会社が加盟店業務を第三者に委託する場合については、現行法上の包括信用購入あつせん業者の業務に係る規定を参考として、当該業務の適確な遂行のために必要な措置を求めてはどうか。

(2) 苦情対応

登録加盟店業務会社が包括信用購入あつせん業者から苦情を伝達された場合については、現行法上の包括信用購入あつせん業者の業務に係る規定を参考としながら、加盟店業務会社としてとり得る適切な措置を求めてはどうか。

(3) 初期審査・途上審査について

登録加盟店業務会社の初期審査・途上審査については、違法又は違法の疑いが著しく強い販売業者等（以下「悪質販売業者等」という。）を加盟店とすることのないよう、適切な審査のために必要な措置を求めてはどうか。

また、当該措置の具体的な内容については、初期審査と途上審査の双方を総合して一定以上の水準を確保することを前提に、双方の審査をどのように組み合わせるかについては、各社が培ってきたノウハウ等を踏まえて判断できることとした方がより効果的な対応が可能となるのではないか。

なお、どのような場合に「悪質販売業者等」に該当するかについては、販売業者等が一見して明らかに違法商材を取り扱っている場合や、訴訟等の公的手続により詐欺等の存在が認定された場合については、悪質加盟店に該当するものと考えられるが、その外延についてどう考えるべきか。例えば、ある販売業者等について一定数の苦情が発生している場合にその苦情件数の多寡のみをもって「悪質販売業者」であるか否かを判断するとなれば、販売件数の多い大手加盟店ほど「悪質販売業者」に該当しやすくなることとなることとなる。排除すべき悪質販売業者等の外延については、クレジットカード取引の健全な発展と消費者被害発生の未然防止との調和という観点から、慎重な検討を要する

のではないか。

(4) 加盟店情報交換制度の活用について

認定割賦販売協会たる日本クレジット協会が運営する、いわゆる加盟店情報交換制度（JDM）には、販売業者等に係る利用者等の保護に欠ける行為に関する情報<sup>4</sup>等（会員が調査の結果、加盟店契約を解除した履歴等）が収載されている。

加盟店業務会社も、認定割賦販売協会の会員と位置づけることで、こうした情報を活用できるようにしてはどうか。

## 2. 加盟店業務代行会社

### 2. 1 登録拒否要件

加盟店業務代行会社（以下「代行会社」という。）が登録を受ける場合には、概ね加盟店業務会社の登録拒否要件（1. 1参照）と同様の登録拒否要件を設けてはどうか。なお、財務要件等について、加盟店業務会社と同等の水準を求めるべきか否か、更に検討が必要ではないか。

### 2. 2 加盟店との契約に係る確認義務等

登録を受けた代行会社（以下「登録代行会社」という。）に対し、代行行為を行う際に、販売業者等について1. 2の登録加盟店業務会社による確認・記録と同様の確認・記録を求めてはどうか。

### 2. 3 業務の運営に関する措置

登録代行会社の業務に関しては、1. 3の登録加盟店業務会社の業務の運営に関する措置と同様の措置を講じることとしてはどうか。

## 3. 登録代行会社が介在する場合についての特例

### (1) 加盟店業務会社の登録拒否要件の一部適用除外

加盟店業務会社のうち、国内販売業者等との間で登録代行会社が介在する取引のみを行う者については、1. 1の登録拒否要件のうち、②（日本国内に営業所を有しない法人）及び⑦（業務に関して定められる義務（1. 2及び1. 3参照）を履行するために十分な体制が整備されていると認められない法人）を適用しないこととしてはどうか。

また、③（加盟店への立替金の支払いを適切に行うに足りる財務的な基盤を有しない法人）等の他の登録拒否要件についても適用除外を検討する必要はないか。

### (2) 登録加盟店業務会社の義務の代替履行

#### ① 確認・記録義務について

登録代行会社が、代行行為の際に、販売業者等について2. 2の確認・記録を行った場合には、登録加盟店業務会社について、1. 2の確認・記録義

<sup>4</sup> 割賦販売法 第35条の20

務が履行されたものとみなすこととしてはどうか。

**② 業務の運営に関する措置**

登録代行会社が2. 3の業務の運営に関する措置を講じる場合には、登録加盟店業務会社について、1. 3の業務の運営に関する措置が講じられたものとみなすこととしてはどうか。

#### **4. 無登録事業者に係る論点**

##### **4. 1 加盟店業務会社**

無登録の加盟店業務会社については、現行法上の包括信用購入あつせん業者に係る規定を参考として、無登録営業について罰則を設けてはどうか。

また、1. 2及び1. 3の義務については、現行法上の包括信用購入あつせん業者の規定と同様に、登録業者の義務ではなく、業務に関して適用される義務とすることも検討してはどうか。

##### **4. 2 加盟店業務代行会社**

無登録の代行会社については、加盟店業務会社が管理することとなるが、仮に制度的にも措置を講じるとすれば、例えば以下がありうるのではないか。

- ① 無登録の代行会社との間で加盟店業務に係る取引を営む加盟店業務会社が、当該無登録代行会社を指導等することを義務づける。
- ② 1. 2及び1. 3の義務については、現行法上の包括信用購入あつせん業者の規定と同様に、登録業者の義務ではなく、業務に関して適用される義務とする<sup>5</sup>。

---

<sup>5</sup> なお、取引形態や規模の観点から、一定の要件に該当する代行業者については、必要的な登録制の対象とし、1. 2及び1. 3の義務を適用するといった考え方もあり得る。しかしこの場合、アクワイアラーが加盟店契約に責任を負うという取引構造に鑑み、加盟店業務会社に加盟店調査等の措置義務を適用すると整理した上で、さらに一定の代行会社に対して義務的な登録を求める必要性があると言えるのか、慎重な検討が必要ではないか。